

第3 給湯湯沸設備

1 第3条第1項第18号の3の運用については、原則として、気体燃料を使用する炉の配管、計量器等の附属設備は、火花の発生するおそれのある電気設備が設けられているパイプシャフト等の隠ぺい場所には設けないこと。ただし、次の条件を満足した場合は、「パイプシャフト、ピットその他の漏れた燃料が滞留するおそれのある場所」に該当しない場所として取り扱って差し支えないこと。また、(財)日本ガス機器検査協会「ガス機器の設置基準及び実務指針」を参考とすること。

- (1) パイプシャフト等が、直接外気（開放廊下を含む。）に面していること。
- (2) パイプシャフト等の上部及び下部に各100cm²程度の換気口が設けられていること。

なお、パイプシャフト（以下、「P S」という。）内に電線、電気開閉器その他の電気設備が施設してある場合は、換気口の各々の開口面積はP Sの正面の面積の5%以上とし、かつ、最低500cm²以上とすること。ただし、当該電気設備等が防爆工事等に適合している場合はこの限りではない。

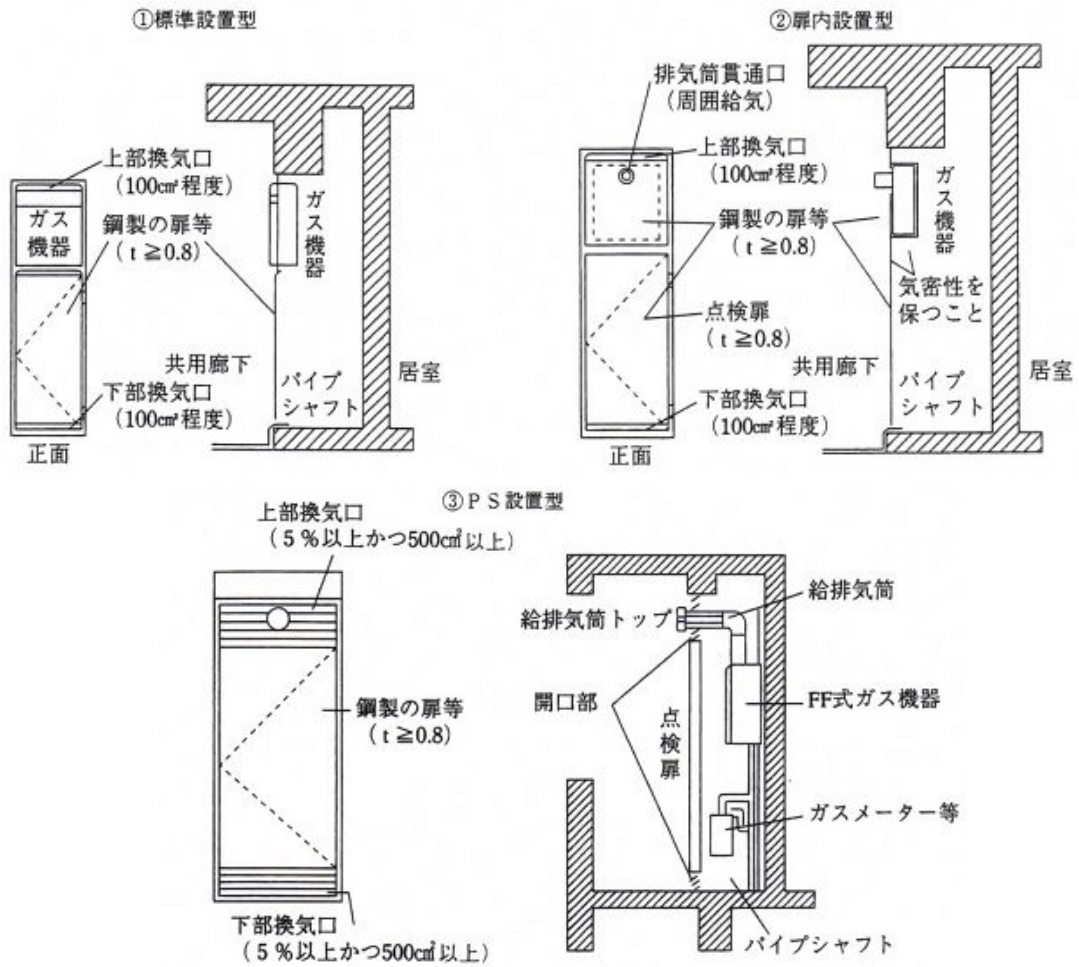
また、「電気設備に防爆工事等の安全措置を講じた場合」とは、開閉器、コンセント等にあつては安全増防爆構造（正常な運転状態にあれば、火花若しくはアークを発生せず又は高温とならない部分について、異状を生じて火花若しくはアークを発生し、又は高温となることを防止するため構造上特に安全度を増した構造をいい、接続部を工場生産の金属ボックスに入れ埋め戻した場合、ケーブルの分岐部を工場生産の分岐ケーブルで仕上げた場合も安全増防爆構造に準じたものとする。）にすることをいう。配線にあつては、電気設備技術基準第194条の金属管工事又は電気設備技術基準第201条のケーブル工事としたうえ、さらに次の措置を講じた場合をいう。

ア 金属管工事による場合

- (ア) 金属管相互間及び金属管とボックスその他の附属品等とは、5山以上ねじを合わせて接続するか、これと同等以上の効力のある方法により堅ろうに接続すること。
- (イ) 電線を接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を用いるかこれと同等以上の方法によること。

イ ケーブル工事による場合

ケーブルを接続する場合は、安全増防爆構造以上の防爆性能を有する接続箱を設け、通線部分は防じんパッキン方式又は防じん固着式により処理するか、これと同等以上の方法によること。



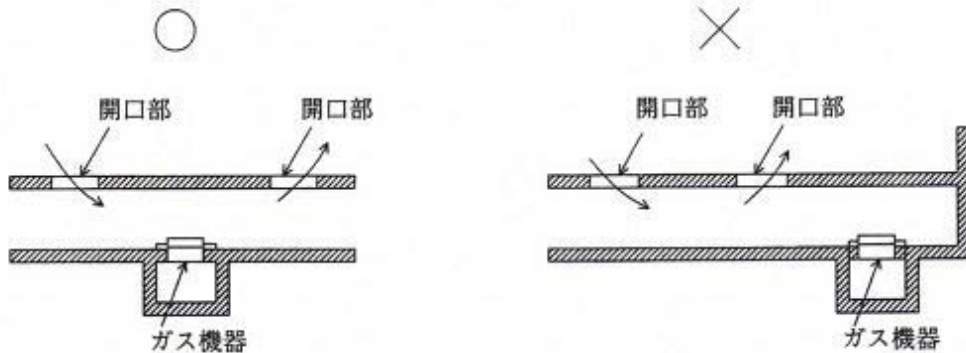
第 3 - 1 図

2 開放廊下の条件

廊下等の一面は外気に開放されていることを原則とするが、壁、窓等で一部閉鎖されている場合、その開口条件は次のとおりとする。

(1) 廊下等の開放条件

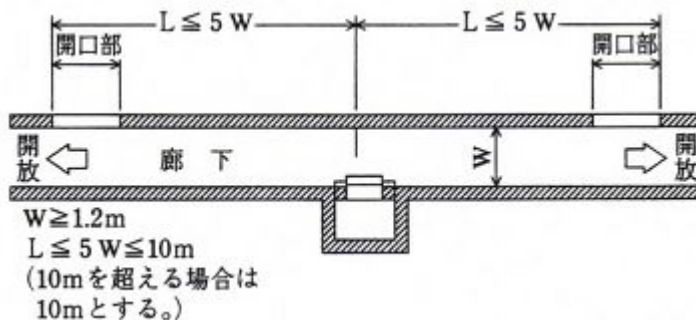
廊下等は、左右に風が吹き抜けることが必要で、PSの設置場所を中心にして、左右両側に開口部があることを原則とする。



第 3 - 2 図

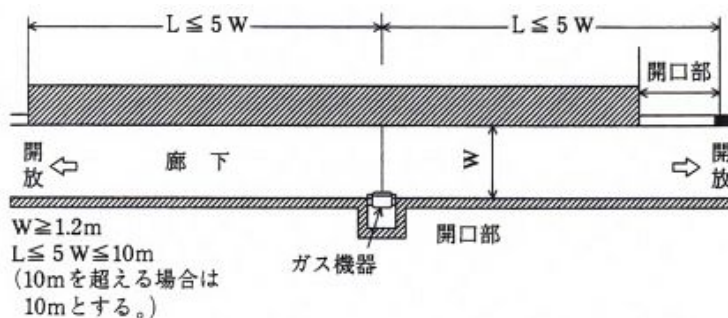
(2) 開口部の範囲

開口部はP Sに設置されたガス機器の吹き出し口の中心より左右に、それぞれ廊下幅 ($W \geq 1.2\text{m}$) の5倍 ($5W$) の範囲内 (ただし、その値が10mを超える場合には10mとする。) にあるもののみを有効な開口部とみなす。なお、横幅及び有効面積は後述エを参照すること。



第3-3図

設置計画どうしても避けられない場合にあつては、有効面積の合計を確保することにより、1つにまとめることができる。この場合の横幅及び有効面積は、それぞれエの値の2倍以上とること。



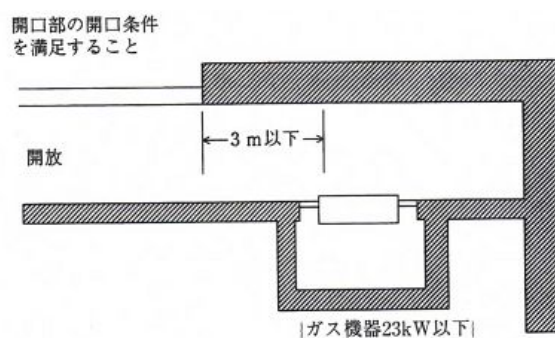
第3-4図

(3) 袋小路への設置

ア 袋小路への設置

ガス機器の入力が23kw以下のもので、ガス機器の給排気口の中心が開口部から、3m以内にある場合は、廊下の片側が閉塞されていてもよい。

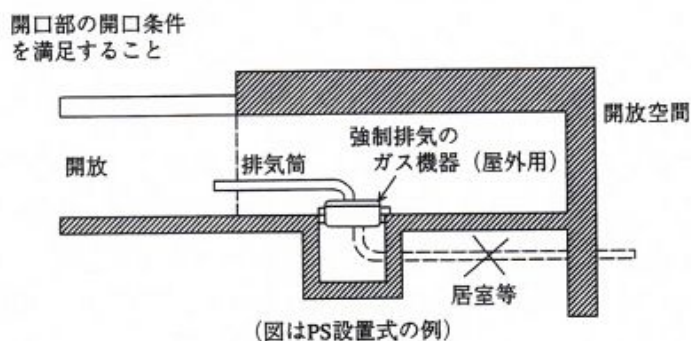
この場合、袋小路の上方の燃焼廃ガスの滞留する部分 (住戸に面する部分) には開口部がないこと。ただし、やむを得ず開口部を設ける場合は、有効な逆流防止の措置 (逆流防止ダンパー等) をすること。



第3-5図

イ 強制排気のガス機器の袋小路等への設置

強制排気のガス機器（入力70kW以下に限る。）で専用の排気筒を用いて排気筒を延長し開放部分に燃焼排ガスを出す場合は、袋小路に設置することができる。ただし、ガス機器が屋外用の場合は、排気筒を屋内（PS等は除く。以下同じ。）に設置してはならない。また、排気筒の延長は、安全な排気のために必要な距離及び屈折回数の制限があることに留意すること。

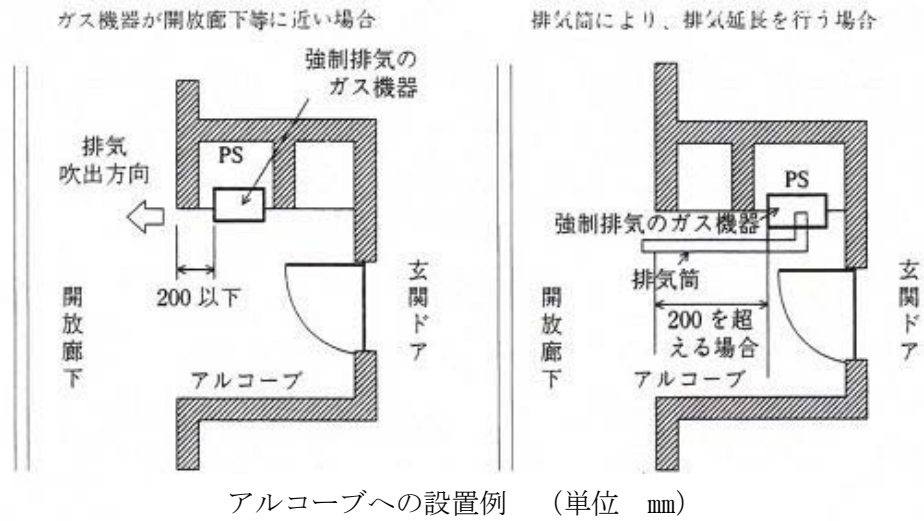


第3-6図

ウ アルコーブへの設置

強制排気のガス機器（入力70kW以下）を開放廊下等に接したアルコーブ（天井、壁は下地を含めて不燃材料とする。）に設けられたPS等を利用して設置する場合は、以下によること。

- (ア) 設置されるガス機器の排気吹き出し口が開放廊下の壁面から200mm以内の場合は、燃焼廃ガスを直接、開放廊下等に吹き出して支障ない。
- (イ) 第2-1図 右図の場合（200mmを超える場合）は、専用の排気筒を用いて排気筒を延長し、開放廊下等に燃焼ガスを排出すること。ただし、ガス機器が屋外用の場合は、排気筒を屋内に設置してはならない。
- (ウ) ガス機器を設置するにあたっては、周囲に可燃物がなく、有風時に廃ガスが玄関から住戸内に流入しにくいよう措置すること。



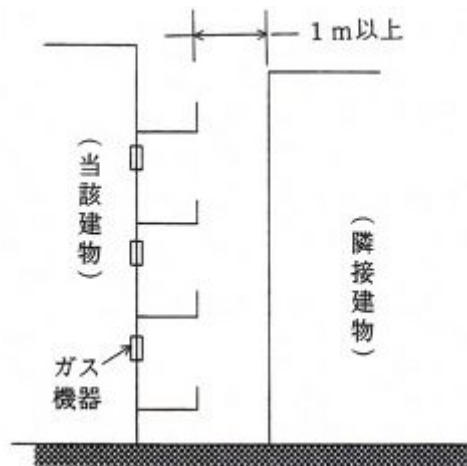
第3-7図

エ 開口部の大きさ

開口部は、5W以内（300mm以上の梁等がある場合を除く。）の各開口部の合計が、横幅1.2m以上、有効面積1.8㎡以上あって、常時開放されたものをいい、窓等で閉鎖できるものを除く。

オ 隣接建物等との距離

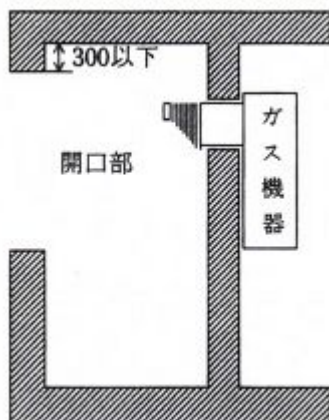
PS等を設置する廊下等は、原則としてその先端から隣地境界線まで0.5m以上とし、かつ隣接建物の外壁（同一建築物の場合は廊下等の先端から外壁等までの距離をいう。）までは、1m以上の空間を有すること。



第3-8図

カ 開口部の上端等

開口部の上端は廊下天井面になるべく近づけ、下り壁のある場合、その寸法は300mm以下とし、手すり等の上端から下り壁（小梁，たれ壁）等の下端までの高さは1 m以上であること。



第3-9図

キ 階段室型建築物

P S等が直接外気に面している以外は、開放階段であっても原則として「漏れた燃料が滞留するおそれのある場所」として取扱うものとする。

ク P Sに設置できる機器

- (ア) P S設置式で1住戸の用に供するものであること。
- (イ) 入力70 k w以下のガス機器であること。
- (ウ) ガス用品等の基準に適合し、過熱防止装置、立ち消え安全装置等が備えられているなど、安全性が確認できるものであること。
- (エ) ガス機器は、その吹き出し口の下端が廊下床面から1, 800mm程度の高さとなるよう設置すること。

3 屋外（避難）階段付近へのガス機器の設置

屋外（避難）階段付近にはできる限り設置をしないこと。

ただし、避難通路としての有効幅員が確保され、設置場所の仕上げを不燃材料で行ったP S設置式及び壁組込み設置式のガス機器にあつては、次によること。

(1) 屋外階段付近に設置する場合

ア 標準設置型とした場合は、屋外階段の正面又は屋外避難階段の周囲2 mの範囲を避けた位置とすること。（第3-10図参照）

イ 扉内設置型とした場合は、屋外階段の正面又は屋外避難階段の周囲2 mの範囲内の位置にすることができるが、その場合、次によること。

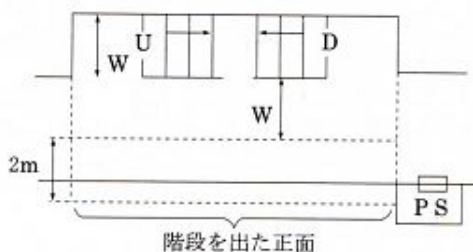
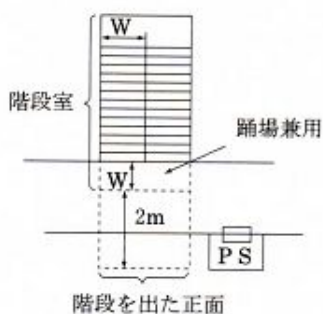
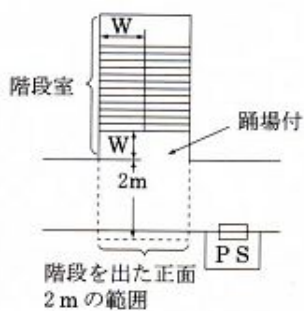
（第3-11図参照）

- (ア) P Sに設置するものにあつては、次によること。
- a 扉内設置型のガス機器とすること。
 - b 扉の上下に設ける換気口は 100cm^2 程度とすること。
 - c P S内に電線、電気開閉器その他の電気設備が施設される場合、1、(2)によること。

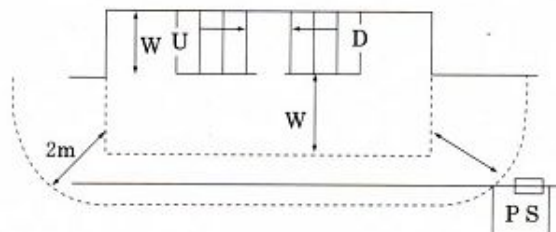
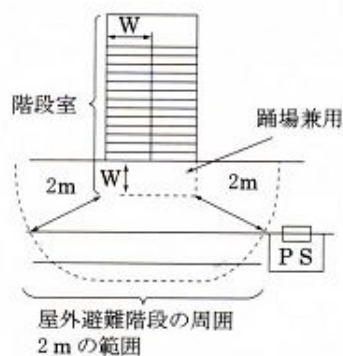
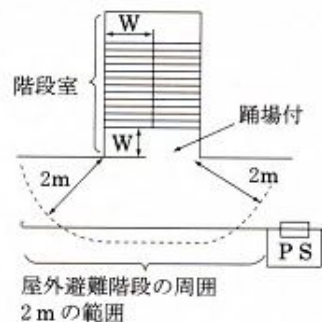
※ 密閉式ガス機器は電気設備の防爆工事を行った場合に限りP S内に設置することができる。

- (イ) 壁組込設置式にあつては、次によること。
- a 外壁が耐火構造又は防火構造である共同住宅に限ること。
 - b ガス機器前面を金属製の扉で覆うこと。

(屋外階段の例)

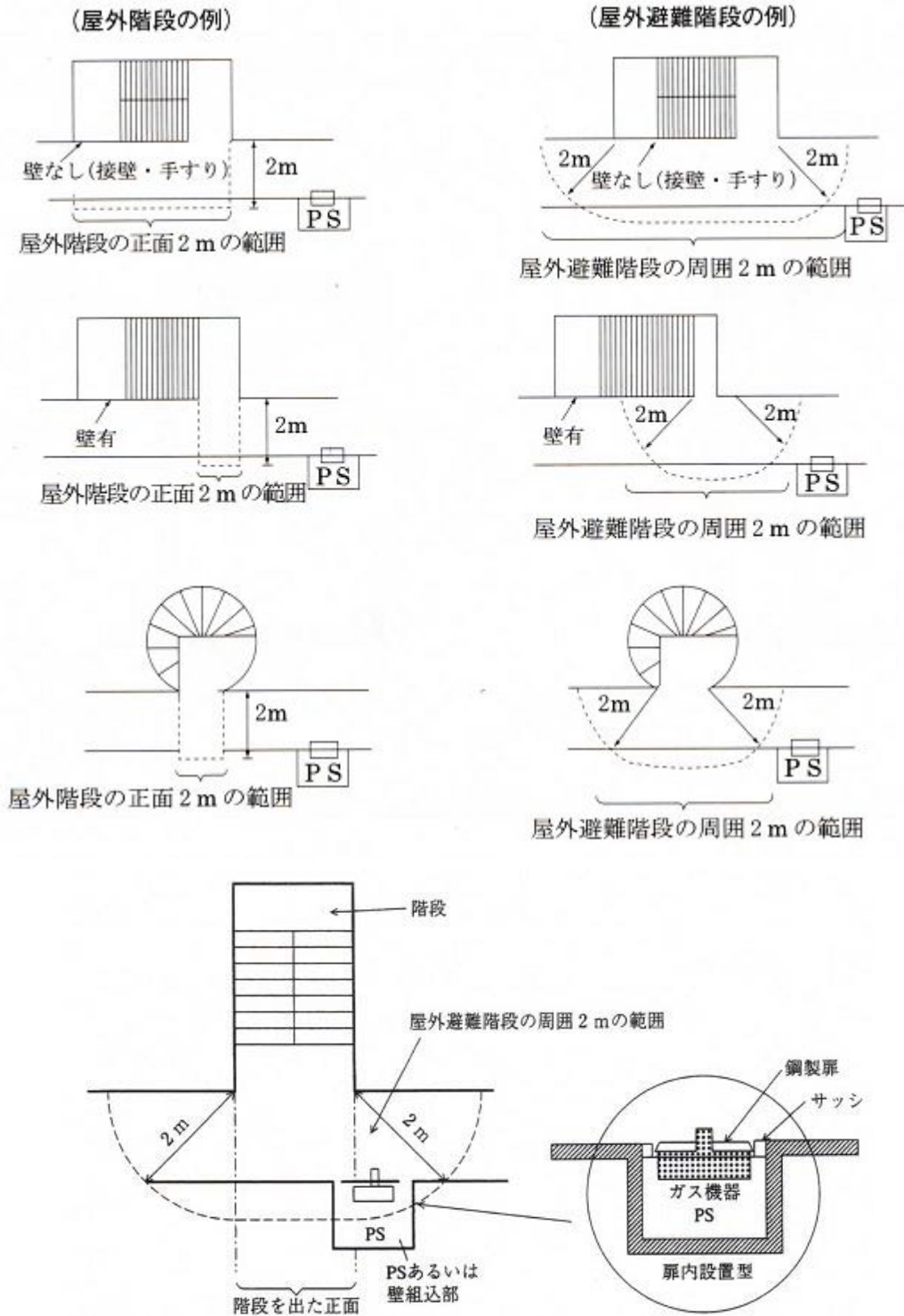


(屋外避難階段の例)



屋外階段を出た正面又は屋外避難階段の周囲2mの範囲を避けた位置への設置例

第3—10図



※1 アルコーブ設置の場合も上記に準じる。

※2 壁組込式的气体機器は、専用の取付ボックスと一体として設置すること。

屋外階段を出た正面又は屋外避難階段の周囲2mの範囲への設置例

第3-11図

- 4 排気筒は開放廊下等の天井裏に設置しないこと。ただし、排気筒を配管する天井裏の部分を開口率が50%以上のルーバー等で有効な通気を確保し、排気筒の全体を目視でき、かつ、点検口を設置したものについては、この限りではない。
- 5 避難通路の確保
バルコニー等にガス機器を設置する場合は、幅600mm以上の避難通路を確保すること。